

子ども政策部の「運営方針と目標」（平成 26 年度）

子ども政策部長 竹内 富士夫
子ども政策部調整担当部長 宮崎 望

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもたちの健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、三鷹子ども憲章、三鷹市子育て支援ビジョンの理念の実現に向けて子育て支援施策の推進と充実を、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を図り推進します。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携、協力を行い、「仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童手当・その他児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成などの業務を行っています。

2 部の経営資源（平成 26 年 4 月 1 日現在）

① 職員数

職員数

子ども政策部職員 231 人

職員比率（正規職員） 子ども政策部 231 人／市職員 993 人 職員比率 約 23.3%

② 予算規模

予算規模

平成26年度子ども政策部予算額

一般会計 9,337,998,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇子ども・子育て支援新制度に向けた検討・準備、子育て支援ビジョン及び次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づく子ども子育て支援施策の推進

子ども・子育て支援新制度への移行に向けて関連条例の整備に取り組むとともに、「三鷹市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、「三鷹市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」を策定します。

また、引き続き、次世代育成支援行動計画（後期計画）及び健康福祉総合計画 2022 に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと、子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けて環境の整備を行い、子育て支援ビジョンに掲げられている課題に取り組みます。そのために、「子ども・子育て会議」において、計画の進行管理や評価・検証を行うとともに、関係機関と連携を図り子ども・子育て支援施策を推進します。

◇地域における在宅子育て支援の充実

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動やさまざまな支援の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

◇保育園待機児童の解消と保育サービスの充実に向けた取り組みの推進

保育園待機児童を解消する保育施設整備については、ニーズ調査の結果を踏まえ、民間認可保育所や認証保育所等の民間事業者による保育所開設支援や公立保育園における保育定員弾力運用など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立が可能となるよう支援の充実を図ります。

◇ひとり親家庭自立支援事業等の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、女性の生活支援の観点からDV被害者についても関係機関と連携して支援します。

◇青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、児童青少年健全育成活動の基本方針に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、児童館機能の充実を図りながら教育委員会、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っているNPO法人等との連携や協働による取り組みを推進します。

◇学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後支援対策の充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、子どもコミュニティ推進計画に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたち

の放課後等の活動の拠点づくりを進めます。

また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携を進め、学童保育所については、通所児童の安全、待機児解消、施設の老朽化等の視点から計画的に整備を進めます。

◇各種手当や医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童手当・その他児童に係る各種手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

◇災害に強い児童施設等の整備による子育て環境の充実

耐震化の推進等災害に強い児童施設等の整備に向けて、子育て支援施設等の統合・再配置を含め、複数の施設の複合化に向けた取り組みを進めるとともに、保育施設、児童施設等の災害時における危機管理マニュアル等に基づいて訓練を行うなど、災害に強い子育て環境の整備を進めます。また、引き続き保育施設における食の安全確保にも努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 子ども・子育て支援新制度に向けた検討・準備

（児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課）

子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画（後期計画）及び健康福祉総合計画 2022 に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。計画を着実かつ効率的に推進していくため、「子ども・子育て会議」において、計画の進行管理、評価・検証を行うとともに、目標事業量の達成状況を公表します。

また、子ども・子育て支援新制度に向けて、庁内プロジェクト・チーム等を活用しながら、「子ども・子育て会議」の開催、関連条例の整備、システムの構築、ニーズ調査の結果を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定、就学前教育カリキュラム（仮称）の作成などに取り組むとともに市民への周知を十分に図りながら、検討・準備を進めます。

さらに、国の公定価格の決定を踏まえ、市としての利用者負担の基準を定めます。

（目標指標：子ども・子育て会議における事業の評価・検証と、新制度関連条例の整備や子ども・子育て支援事業計画（仮称）の策定を行います。）

2 在宅子育て支援の推進（子ども育成課）

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターすくすくひろばにおける各種育児講座・育児相談等の実施や子育て支援活動を行っているNPO法人との連携などにより在宅子育て支援を推進します。

また、新制度の「利用者支援事業」として、今まで行ってきた内容をさらに充実させ、「相談支援」「地域支援」「情報提供」の3つの柱で子育て家庭の支援を展開します。

さらに、ファミリー・サポート・センター事業について、地域のサポートリーダーの育成に取り組むことにより、協働型地域子育て環境の充実を図ります。その中で、子育てサポーターの活動の場の充実を図るための検討を進めます。

（目標指標：親子ひろばや各種育児講座の参加者数の増加を図るとともに、利用者支援等の事業展開について検討・準備します）

3 公設民営保育園の民設民営化に向けた検討・準備（子ども育成課）

既存の公設民営保育園のうち、社会福祉事業団に運営を委託している保育園について、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を見据え、新制度に盛り込まれた公私連携型の運営形態を活用し、民設民営化に向けた検討・準備を進めます。

この方式を採用することにより、社会福祉事業団との連携を深めるとともに基本協定を締結し、運営等における市の関与を明確にして保育の質を保ちながら、国と東京都からの新たな財源確保を図ります。

（目標指標：社会福祉事業団と基本協定を締結したうえで、既存の公設民営園の公私連携型民設民営化を検討・準備します。）

4 子育て世帯臨時特例給付金の円滑な支給（子育て支援課）

消費税率の引上げ（5%→8%）に際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者で、その平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を支給対象者とし、対象となる児童 1 人につき 10,000 円を支給します。

（目標指標：円滑なシステム開発、事業実施要綱の制定等を行い、事業実施への適切な対応を図るとともに、丁寧な勧奨を行うことにより、子育て世帯臨時特例給付金を円滑かつ確実に支給します。）

5 三鷹台団地周辺子育て支援施設等整備事業の推進（五小学童保育所の整備及び統合保育園の整備支援）（児童青少年課、子ども育成課）

五小学童保育所、障がい児通所サービス施設及び三鷹台地区公会堂を集約した複合施設については、平成 25 年度に行った実施設計に基づき、利用者の意見を反映しながら、平成 27 年 3 月からの利用開始に向けて、旧三鷹台保育園舎（三鷹台地区公会堂併設）の解体後、整備工事を進めます。

また、三鷹台保育園と高山保育園の統合保育園については、社会福祉事業団が「公私連携型民設民営保育園」として整備を進めており、設計費用の助成を行います。なお、平成 27 年度に予定している施設整備のスムーズな着工に向けて、年度内に既存施設の解体工事請負契約の締結を行います。

（目標指標：新施設を整備し、保育環境の改善を図るとともに、公私連携型民設民営方式による統合保育園の整備に向けて社会福祉事業団を支援します。）

6 公立保育園の弾力運用による保育定数の拡大

（子ども育成課）（「ゼロ・アップ創造予算」該当事業）

保育ニーズの拡大に伴う入園希望者及び待機児童の増加に対応するため、大きな改修を行わず既存の公立保育施設での運用定数の拡充を図ることにより、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの実現を推進するとともに、弾力化後の職員配置については、効果的で効率的な配置を行います。

また、公立保育施設の運用定数の拡充に向け、各園での検討結果をもとに課内

検討チームにおいて、待機児童数（エリア別・年齢別）、入所児童数の現状、各保育園保育室の面積のバランス及びその効果・効率性を考え、平成 27 年度の運用定数及び実施園を決定します。

なお、今年度は平成 25 年度の検討結果により、平成 26 年 4 月から 4 つの公立保育園において 3 歳児クラスの弾力運用による定員拡充を行いました。

（目標指標：待機児童の分析を行って、効果的な定員枠の拡充をめざします。）

7 私立認可保育所の開設支援（子ども育成課）

平成 27 年 4 月からの民間認可保育所 1 園（90 人以上、0～5 歳児）の開設に向けて、設立運営事業者をプロポーザル方式により選定します。開設に係る整備費の支援については、東京都の安心こども基金を財源とした「マンション等併設型保育所設置促進事業補助金」などを活用します。

（目標指標：質の確保された認可保育所の開設を支援し、待機児童の解消を図ります。）

8 グループ型家庭的保育室の運営支援（子ども育成課）

待機児童の解消を図るとともに、家庭的保育ニーズに対応するため、新制度の小規模保育事業への移行を視野に入れて、新たに開設するグループ型家庭的保育室に対し運営の支援を行います。

（目標指標：グループ型家庭的保育室の開設及び運営の支援を行います。）

9 山中保育園のリニューアル工事と保育定員の拡充（子ども育成課）

山中保育園本園舎が設置されている都営上連雀七丁目アパート（昭和 49 年建設）について、東京都による耐震補強工事完了後、保育環境の向上及び定員拡充に伴う改修などのリニューアル工事を実施します。仮園舎から本園舎への移転については、リニューアル工事完了後の平成 26 年 10 月を予定しています。

また、待機児童解消のため、平成 26 年 4 月 1 日以降に 1・2 歳児の定員について段階的に 7 人の拡充を行います。

（目標指標：山中保育園の耐震補強工事を実施し、児童の安全を確保するとともに、定員を拡充して待機児童の解消を図ります。）

10 幼稚園就園奨励費補助事業の実施（子ども育成課）

幼稚園就園奨励費補助金について、国の制度改正にあわせて、補助単価の引き上げや第 2 子以降に係わる所得制限の撤廃を行います。これにより、幼稚園と保育園の保護者負担の平準化を図ります。

（目標指標：支給条件に該当する対象者に対する助成の円滑な実施を図ります。）

11 学童保育所の定員拡充（児童青少年課）

庁内の「学校・学童保育所の規模の適正化検討チーム」における入所児童数の予測等を踏まえ、教育委員会と連携し、学童保育所の規模の適正化、定員の見直し等を行い、待機児童の解消に努めます。

（目標指標：学童保育所の定員の見直しを行います。）